

〔下級審民訴事例研究 八〇〕

遺産分割調停事件の相手方が税務署長に対して提出した相続税申告書及び添付資料を対象とする文書提出命令の申立てについて、当該文書は、その記載内容からみて、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの（民訴法二二〇条四号ロ）に該当するとして原決定を取り消し、文書提出命令の申立てを却下した事例

文書提出命令（一部認容）に対する即時抗告事件（福岡高裁宮崎支部平成二八年五月二六日決定（平二七ラ）一〇一号）（判例時報二二三一九号五五頁、判例タイムズ一四三七号一二〇頁）

〔事 表〕

本件は、遺産分割調停を申し立てた者が、相手方が税務署長に提出した相続税申告書および添付資料について文書提出命令を申し立てた事件である。事案の概要は、以下の通りである。

Bは共同相続人AおよびCの母であり、CはAの弟である。Bは平成二五年に死亡した。Cから依頼を受けた税理士（これを「本件税理士」という。）は、平成二六年、相続人全員による相続税申告書を作成するため、Aに対してBに関する

相続税申告書の作成に関する委任状への署名押印を求めた。これに対してAは遺産の目録および相続税の申告書案の送付を求めたが、本件税理士はAから委任を受けていないなどとしてこれを拒絶したため、AおよびCはそれぞれ個別に申告書を提出した。その後Aは、遺産は遺産目録の他にもあるが把握していないとして遺産分割調停を申し立て（これを「基本事件」という。）、Cに対して相続税の申告書の控えや遺産目録の開示を求めたが、Cはこれに応じなかった。そこでAは文書の所持者をD税務署として文書送付嘱託を申し立てた

が、D 税務署長は国家公務員法一〇〇条および国税通則法一
二六条により守秘義務が課されていることを理由に回答を拒
否した。

このため A (申立人) は D 税務署を被申立人として、B の
相続につき基本事件相手方 C が D 税務署に提出した相続税申
告書およびその各添付書類の写し (これを「本件文書」とい
う。) は民事訴訟法二二〇条四号イないしホ所定の各文書に
該当しないため同号柱書により被申立人 D 税務署は文書の提
出義務を負うと主張し、家事事件手続法二五八条一項・六四
条一項、民事訴訟法二二一条一項・二項 (以下、特に記載の
ないときは民事訴訟法とする。) にもとづいて本件文書の提
出を求めた。

原審は、本件文書は二二〇条四号ロにいう「公務員の職務
上の秘密に関する文書」には該当するとした。しかし、「公
共の利益を害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるお
それがある」というためには、文書の記載内容からみて
そのおそれの存在することが具体的に認められることが必要
であるとし、納税制度のもとでは申告内容が公開されること
はないという納税者の税務当局に対する信頼が税務行政の適
正な執行のためにきわめて重要であることは一般論としては
異論はないが、それだけでは足りず、本件事実関係のもとで
は具体的なおそれがあるとまで認めることはできないとして、
本件文書のうち D 税務署が事務処理のために記入した部分を

除く部分は二二〇条四号ロ所定の文書に該当しないとし、本
件文書の一部の提出を命じる決定をした。

国 Y は、これを不服として即時抗告をした。

これに対して福岡高裁宮崎支部は、まず本件文書の所持者
が D 税務署とされている点について、行政庁が保管する文書
の所持者は国または地方公共団体と解されるため本件文書の
所持者は抗告人国 Y であるが、A も答弁書の内容などからす
ると所持者の表示を国に訂正する意向を示していること、原
審における手続きも実質的には国 Y を当事者として進められ、
D 税務署長に反論の機会が与えられているなど国には手続保
障が与えられているため原審の手続きに違法はないとした。
これを前提として、以下の説示により本件文書は「公務員の
職務上の秘密に関する文書」に該当し、また「公共の利益を
害し、または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあ
る」と認められるため二二〇条四号ロに該当するとして原決
定を取り消し、文書提出命令の申立てを却下したのが本件で
ある。

〔決定要旨〕

「民事訴訟法二二〇条四号ロにいう「公務員の職務上の秘
密」には、公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務
員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であつ
て、それが基本事件において公にされることにより、私人と

の信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである。

本件文書は、相続税申告書及びその添付書類であり、被相続人の遺産並びに申告者が相続し又は遺贈を受けた財産の具体的内容及びその評価額や申告者の親族関係等の秘密にわたる事項が記載されているのであるから、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密が記載されたものであって、これが公にされることにより、申告者との信頼関係が損なわれ、申告納税方式による税の徴収という公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなるということができるから、本件文書は、民事訴訟法二二〇条四号ロにいう「公務員の職務上の秘密に関する文書」に該当する。」

「本件文書は、被相続人の遺産並びに申告者が相続し又は遺贈を受けた財産の具体的内容及びその評価額や申告者の親族関係等の秘密にわたる事項が記載されているものではあるが、その提出が求められている基本事件は、当該相続税申告に係る被相続人の相続人間における遺産分割調停事件であって、その手続は公開されず（家事事件手続法三三条）、記録の閲覧等についても利害関係を疎明した第三者のみならず当事者についても裁判所の許可を要するものとされている。他方で、相続税は、相続または遺贈により財産を取得した全ての者がそれぞれその納税義務者として申告書の提出義務を負うものであるが、積極財産及び消極財産（債務）を含む被相

続人の全財産（遺産）をもれなく正確に申告することが適正な相続税課税の前提とされているのであって、被相続人の遺産の申告内容について各相続人間にそこが生ずることは制度上予定されていない。

しかしながら、遺産分割調停において、遺産の内容や範囲等について相続人間に紛争が存する場合に、感情的対立等から、申告内容に含まれる情報の対立当事者による悪用のおそれ等を理由に、相続人が自己の相続税の申告内容を他の共同相続人等に開示することを拒むこともまれではない。このような場合において、相続税申告書及びその添付書類を当該遺産分割調停事件に提出することにより、申告者との信頼関係が損なわれることは明らかである。

そもそも、申告納税制度は、納税者が自ら課税標準及び税額を計算し自主的に申告して納税する制度であって、納税者の自主的かつ誠実な申告を前提に組み立てられている制度である。そうであるところ、納税者の自主的かつ誠実な申告にとつて、納税者と税務当局との間の信頼関係の確保が不可欠であり、このような観点から、税務職員には、国家公務員法一〇〇条、一〇九条一二号による守秘義務に加えて、国税通則法一二六条により、より重い守秘義務を課すなどして、申告納税制度の適切かつ円滑な運用を担保しているのである。そして、申告納税方式が相続税のみならず所得税、法人税、消費税等の主要な国税において採用され、これらの税目が国

の諸活動の基本となる税収の主要部分を構成していることにも鑑みると、遺産分割調停事件における共同相続人に対する当該遺産に係る相続税の申告書及びその添付資料であっても、申告者の意に反して当該申告書等を提出することが認められた場合には、税務行政に対する納税者の信頼が損なわれ、納税者の自主性を前提に組み立てられている申告納税方式による国税の適正な徴収の円滑な遂行に著しい支障を生ずることは明らかといふべきであり、このような支障は、税務職員に付与された調査権の行使や、加算税制度ないしは罰則の規定等によっては到底担保し切れるものではないといふべきである。

そうであるとすれば、本件のような遺産分割調停事件における相続税申告書及びその添付書類の提出が、被相続人の遺産の全貌を明らかにし、調停手続を円滑かつ迅速に進める上でその必要性が認められ、ひいては適正な遺産分割の実現による紛争の解決に資するところがあることなどを考慮しても、本件文書のような相続税申告書及びその添付書類は、その記載内容からみて、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれの存在することが具体的に認められ、民事訴訟法二二〇条四号ロに該当するといふべきである。」

〔評 釈〕

本決定の結論には賛成するが、その理由付けには疑問がある部分がある。

一 本決定の意義および位置づけ

二二〇条四号は、文書が同号イからホに掲げるものいずれにも該当しないときは文書の所持者がその提出を拒むことができない旨を規定する。そのうちのロは、「公務員の職務上の秘密に関する文書」であること（これを「公務員秘密性要件」という。）、および「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」こと（これを「公共利益侵害・公務遂行阻害性要件」という。）の二つの要件の存在を文書提出の除外事由とするが、両要件の具体的内容については必ずしも明確でないところがあつた。そこで最高裁第三小法廷平成一七年一〇月一四日決定（以下「平成一七年最決」という。）はこれらの要件の意義および内容について一般的な判断準則を示した。

本決定は、家事事件である遺産分割調停事件の相手方が税務署長に提出した相続税申告書および添付資料の文書提出義務について、基本的に平成一七年最決に沿って判断を

加えたものであり、非公開で手続きが進められ、職権探知が認められるなど、通常の民事訴訟手続きとは異なる特色を有する家事調停手続きにおける二二〇条四号口の該当性について具体的な判断を下した点において意義をもつ。また、公務文書の所持者について、相続税申告書の所持者を国と判断した点でも意味を有する。

以下、本決定の基本となっている平成一七年最決の概要、次いで相続税申告書などの納税報告書の公務秘密性が争われた裁判例について検討した後、本決定の妥当性について検討し、次に公務文書の所持者について簡単に検討を加えることとする。

二 平成一七年最決

平成一七年最決は、労働災害が発生した場合に調査担当者が調査結果や所見などをとりまとめ、労働基準監督署長に提出する書類である、いわゆる災害調査復命書⁽³⁾について文書提出命令が申し立てられた事案であった。

最高裁は、まず二二〇条四号口前段の「公務員の職務上の秘密」（公務秘密性）について、「公務員が職務上知り得た非公知の事項であつて、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいう。」として実質秘

説をとつた⁽⁴⁾。そして、この「公務員の職務上の秘密」には「公務員の所轄事務に属する秘密」だけでなく「公務員が職務を遂行する上で知ることのできた私人の秘密」も含まれるが、後者が「公務員の職務上の秘密」に該当するためには、それが開示されることによつて「私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなる」ことが必要であるとした。

また、二二〇条四号口後段の「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」（公共利益侵害・公務遂行阻害性）については、「単に文書の性格から……（中略）……抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容から見てそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である」との一般的基準を定立した。

これらを前提として、災害調査復命書のうちの「再発防止策、行政上の措置についての本件調査担当者の意見、所長判決及び意見等の行政内部の意思形成過程に関する情報」に関する部分について公共利益侵害・公務遂行阻害性を肯定して文書提出義務を否定した。これに対して、「公務員が職務を遂行する上で知ることのできた私人の秘密」に関する部分は、調査担当者が被告会社の代表取締役など

から聴取した内容だけでなく、他の調査結果も総合して分析評価と一体化させたものを記載したものであるためこれらの文書が提出されても関係者の信頼を著しく損なうことにはならないこと、また調査担当者や労働基準監督署長の質問、検査などに応じない者には罰金が課されることから、文書の提出を認めても調査担当者が以後関係者の協力を得ることが著しく困難になるとはいえないことを理由に公共利益侵害・公務遂行阻害性を否定し、文書提出義務を肯定した。

三 納税申告書の公務秘密文書性に関する他の裁判例

現行法において本決定以前に納税申告書について文書提出命令が申し立てられ、二二〇条四号口の該当性が問題となつた裁判例としては、以下のものがある。⁽⁵⁾ただし、これらの裁判例は、いずれも通常の民事訴訟手続きを基本事件とするものである。

(1) まず、所得税の更正処分⁽⁷⁾の取消しを求める基本事件において、推定課税の不合理性を証明するために所得税申告書および収支内訳書の提出命令が申し立てられた福島地決平成一七年一月二十八日⁽⁶⁾およびその控訴審である仙台高決平成一七年四月一二日⁽⁷⁾がある。これらの裁判例は、まず二

二〇条四号口の「職務上の秘密」は国家公務員の守秘義務に関する国家公務員法一〇〇条一項の「職務上知ることのできた秘密」とほぼ同義であり、行政固有の職務上の秘密のみならず、職務上知り得た私人の秘密も含まれると解される⁽⁸⁾ところ、所得税申告書および収支内訳書は申告者個人の秘密に属する事項が記載された文書であるから税務署長は記載事項につき職務上の守秘義務を負っていることを根拠として当該文書の公務秘密性を肯定する。そして、税務職員の守秘義務は納税者自身や第三者の秘密の保護にとどまらず、納税者や第三者が税務当局に事業内容などについて自主的に開示、申告、協力した場合にその内容などが公開されないことを保障することにより税務事務への信頼や協力を確保し、税務行政の適正な執行を確保することを目的とするものであるから、当該文書が提出されることにより公共の利益が害され、または公務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとして公共利益侵害・公務遂行阻害性を肯定し、二二〇条四号口に該当するとしてこれらの文書の提出義務を否定する。したがって、これらの裁判例はいずれも平成一七年最決の判断基準により判断したものであるといえる。

(2) 次に、基本事件において原告が不動産の全部の所有

権を主張したのに対し、共有持分を主張する被告が、当該不動産の賃料収入を基本事件原告が税務申告していないことを証明するために所得税の確定申告書の提出命令を申し立てた和歌山地決平成一七年二月八日⁽⁹⁾およびその控訴審である大阪高決平成一七年一月二二日⁽¹⁰⁾は、これらの文書は二二〇条四号ロに該当しないとして文書の提出を命じた。ただしこれらの裁判例も平成一七年最決の判断基準について(1)と同様の要素によって判断して所得税の確定申告書は一般的には二二〇条四号ロの文書に該当することを認めたとうえで、本件文書については納税者であり訴訟当事者である基本事件原告が当該文書の提出に異議を唱えず、すんでその控えを提出しているため当該文書の提出を命じても税務事務への信頼が害されないことを根拠として、基本事件原告との関係においては公共利益侵害・公務遂行阻害性が阻却されるとしたものである。したがって、平成一七年最決と異なる枠組みによって判断を加えたものではない。大阪高決平成一七年一月二二日が本件文書における基本事件原告以外の第三者に関する記載がある部分について文書提出命令の対象から除外していることも、このことを裏付ける。

(3) また、東京高決平成一八年一月七日は、基本事件

の原告である法人が作成した法人税の確定申告書について、平成一七年最決と同様の判断基準にはよるものの、その考慮要素として法人税の確定申告書には申告者である法人の収支状況のほか、当該法人の株主、役員、取引先など私人の秘密に係る事項が記載されているとして文書の性質自体からその公務秘密性を肯定する。そして公共利益侵害・公務遂行阻害性については、国家公務員法一〇〇条一項の税務職員の守秘義務およびこれに違反した場合の刑事処分(同法一〇九条一二号)、法人税法一六三条などの処罰が予定されていること、税務行政の円滑な遂行と適正な租税制度の保持をはかるうえで税務職員がその職務において知り得た私人の秘密を漏えいしないという信頼は不可欠であること、確定申告書が民事訴訟において提出された場合には訴訟記録の一部となり公開の法廷で証拠調べが行われる可能性があり、また、民事訴訟手続きにおいては訴訟記録の閲覧が何人にも認められていることから一般に公開されるのと同様の状態に置かれること、提出について申告者の同意があっても申告者以外の者の秘密を保持する義務が解除されるわけではないため、同意書の存在だけをもって確定申告書の秘密性や税務行政の遂行の支障が消滅すると解することはできないことを根拠として公共利益侵害・公務遂

行阻害性を肯定し、本件確定申告書は二二〇条四号口の文書に該当するとする。本事件の事案の詳細は明らかでないが、第三者に関する記載がある部分が文書内に混在しており、この部分についてのみを文書提出命令の対象から除外することが困難な事例であったのではないかと思われる。

以上より、通常の民事訴訟手続きを基本事件とするものではあるが、下級審裁判例は平成一七年最終の枠組みに従って判断して基本的には納税申告書の公務秘密文書性を肯定しているといえる。本決定もこれらの裁判例と同一線上にあるものとして位置づけられる。

また、平成八年改正の立案担当者も、私人の収支状況が記載されている納税申告書が二二〇条四号口の公務秘密文書に該当することを認める。¹²⁾

四 公務秘密性要件（二二〇条四号口前段）に関する本決定の判断と検討

1. 本決定は、二二〇条四号口という『公務員の職務上の秘密』の意義について、「公務員の所掌事務に属する秘密だけでなく、公務員が職務を遂行する上で知ることができた私人の秘密であって、それが基本事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正

かつ円滑な運営に支障を来すこととなるものも含まれると解すべきである。」とする。本決定は平成一七年最終と異なり、「実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるもの」であることを要するとは明言していない。しかし、開示することにより公務の公正かつ円滑な運営に支障を来たことになる文書の内容とは、とりもなおさず実質秘を意味すると考えられるため、「それが基本事件において公にされることにより、私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなる」とは文書が実質的に秘密として保護すべきものであることと具体的な判断基準と考えられる。したがって本決定も明言はしていないものの、実質秘説に立つことを前提としていえると考えられる。

公務員が職務遂行の際知った私人の秘密について公務秘密性を肯定するためには開示により私人との信頼関係が損なわれ、公務の公正かつ円滑な運営に支障を来すこととなることを要すると解することについては、このように解するときには公務秘密性の判断が後述する公共利益侵害・公務遂行阻害性の判断と重複する結果、前者の判断はその限りで後者の判断に吸収されて独自の意味を失うのではないかが問題とされる。¹³⁾

しかし二二三条三項は、公務員の職務上の秘密に関する文書について二二〇条四号ロに該当する場合であることを文書の提出義務の原因とする文書提出命令の申立てがある場合には、裁判所はその申立てに理由がないことが明らかである場合を除き、当該文書が二二〇条四号ロに該当するかどうかについて当該監督官庁に意見を聞かなければならないと定めている。この場合に公務秘密性の判断から公共利益侵害・公務遂行阻害性の判断を除外して、裁判所が客観的に存在しないと判断する文書についてまでも監督官庁から二二〇条四号ロ該当性の有無について意見聴取しなければならぬと解するときには、能率的かつ迅速な審理が妨げられる結果となり、また監督官庁に過大な負担を課すこととなるため不当である。この点に公務秘密性の中に私人との信頼関係侵害による公共利益侵害・公務遂行阻害性の判断を含めることの意味があるのであり、裁判所は、後述するように比較衡量を用いて実質的に行なわれる独立した公共利益侵害・公務遂行阻害性要件の判断のいわば前さばきとして、文書の内容から客観的に評価できる範囲で公務秘密性の中に私人との信頼関係侵害による公共利益侵害・公務遂行阻害性を含めて判断することができる

べきである。したがって平成一七年最決および本決定がとったこの判断基準は適切である。⁽¹⁴⁾

2. 相続税申告書などの文書の二二〇条四号ロ該当性を判断するにあたり、公務秘密性および公共利益侵害・公務遂行阻害性のそれぞれの要件に具体的にどのような判断要素を含めるのが妥当であろうか。この点について本決定はまず、相続税申告書などの文書には被相続人の遺産や申告者が相続したまたは遺贈を受けた財産の具体的内容・評価額や申告者の親族関係などの秘密が記載されていることを判断要素として、当該文書の公務秘密性を肯定する。他方、公共利益侵害・公務遂行阻害性については、納税者と税務当局との間の信頼関係を確保するために税務職員には国家公務員法一〇〇条、一〇九条一二号、国税通則法一二六条による守秘義務が課されていること、申告者の意に反して当該申告書などの提出が認められた場合には税務行政に対する納税者の信頼が損なわれる結果、国税の適正な徴収の円滑な遂行に著しい支障を生ずることを判断要素として認められている。三で検討した従来の裁判例に照らした場合、この判断手法は、税務職員の守秘義務を公務秘密性の判断要素とせず、公共利益侵害・公務遂行阻害性の判断要素としている点で前記東京高決平成一八年一月七日と同様の立場

に立つと解される。どちらの立場に立つかによって結論が異なることは少ないと思われるが、前述したように公務秘密性要件の中に文書の内容から類型的に評価できる範囲で公共利益侵害・公務遂行阻害性を含めて判断すべきであると解すべきこと、ある文書に守秘義務が課されているということは当該文書の公務秘密性が肯定されているということから、守秘義務の存在もまた二二〇条四号口前段の要件の判断要素としてとらえた方がよいと考える。

五 公共利益侵害・公務遂行阻害性要件(二二〇条四号口

後段) に関する本決定の判断と検討

本決定は、公共利益侵害・公務遂行阻害性の有無を判断するにあたり、公務秘密を開示することによる公益侵害のおそれと、事件の性質、証拠の必要性にもとづく真実発見の利益を比較衡量している。両者を比較衡量することが適切かについては、公共の利益が害される「おそれ」が具体的に理由づけられている場合にはこれを保護すべきことは当然であるとして比較衡量を否定する見解も主張される¹⁵⁾。しかし、文書を開示することにより実現される真実発見の利益もまた公益であるから両者を比較衡量する余地はあると考えられること、二二〇条四号口の文言が「公務の遂行

に『著しい』支障を生じる」としており支障についての解釈の余地を認めていることから両者を比較衡量することは認められるべきであり、したがってこの点に関する本決定の態度は正当と解される。多数説も利益衡量を肯定する¹⁶⁾。

本決定はこれを前提として本件納税申告書の公共利益侵害・公務遂行阻害性を認め、本件文書が二二〇条四号口の文書に該当するとした。比較衡量にあたり本決定は、真実発見の利益を実現すべき要素として、遺産分割調停事件における相続税申告書およびその添付書類の提出が被相続人の遺産の全貌を明らかにし、調停手続きを円滑かつ迅速に進めるうえで必要と認められ、ひいては適正な遺産分割の実現による紛争の解決に資することを挙げる。他方、公務秘密の開示による公益侵害のおそれに関する要素として、(1) 基本事件が遺産分割調停事件であつて手続きが公開されず(家事事件手続法三三条)、記録の閲覧などについても利害関係を疎明した第三者だけでなく当事者についても裁判所の許可を要するとされていること、(2) 遺産分割調停においては相続人間の感情的対立から相続人が自己の相続税の申告内容を他の共同相続人などに開示するのを拒むのがまلاءでないところ、そのような状況で文書提出命

令を認めると申告者との信頼関係が損なわれること、(3)申告納税制度において国税を適正かつ円滑に徴収するためには納税者の自主的かつ誠実な申告が必要であるが、これを確保するためには、納税者と税務当局の間の信頼関係が不可欠であつて、この観点から税務職員には重い守秘義務が課されているところ、申告者の意思に反して申告書などの提出が認められる場合には税務行政に対する納税者の信頼が損なわれ、納税者の自主的申告を前提とする申告納税制度の遂行に著しい支障が生じるのは明らかであること、このような支障は税務職員による調査権の行使や加算税制度ないし罰金などによつては取り除けないことを挙げる。これらのうち(1)は開示をしても公益侵害のおそれは生じないとする方向に位置する要素であるのに対し、(2)および(3)は開示により公益侵害のおそれが生じるとする方向に位置する要素と考えられる。本決定はこれらの要素の比較考量の結果、本件においては公務秘密を開示することによる公益侵害のおそれが真実発見の利益に優越するとする。

これをどのように評価すべきか。本決定は従来の裁判例と同じく平成一七年最終の枠組みによる判断を行なつていくが、納税申告書に関する従来の裁判例の基本事件がはず

れも通常の民事事件であつたのに対し、本決定の基本事件は遺産分割調停という家事事件である点に従来の裁判例と異なる本決定の特色がある。

まず、遺産分割調停事件における職権探知主義と公益性および真実発見の要請の関係についてであるが、家事事件手続法五六条は、家事事件における裁判資料の収集方法について職権探知主義、すなわち、職権による事実の調査および証拠調べが認められること、また、裁判所は職権でこれらを実施しなければならないことを規定し、同法二五八条一項はこれが家事調停手続きに準用されることを規定する。家事事件において職権探知主義が採用される根拠としては、手続きの対象が当事者の純然たる私益に解消されない公益性を有することから裁判所が資料の収集について後見的に介入する必要が生じることが挙げられる⁽¹⁷⁾。家事事件手続きにおいて保護される公益性の具体的内容については、司法判断であること、一般的多数者に影響が及ぶこと、後見開始、成年後見人の選任(家事事件手続法別表第一の一・一の三)などの判断対象自体が社会的な目的達成の手段であること、審判に直接関与していない第三者に影響が及ぶこと、多種多様な保護利益を調整する必要があることとする見解や、第三者に対する影響、当事者対等化の要請、

弱者保護の要請とする見解⁽¹⁹⁾などが主張されている。では、遺産分割請求事件における公益性はどのようなものと解すべきであろうか。遺産分割は基本的には当事者の処分が認められるものではあるが、分割の基準として「遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情」を考慮して行なわなければならないとされており(民法九〇六条)、民法は各共同相続人の特別受益や寄与分などを考慮して法定相続分を具体的相続分に具体化すると定めている。とすれば、民法が遺産分割請求において実現しようとする公益は、具体的には共同相続人間の実質的平等の確保とすることができる⁽²⁰⁾。裁判所の後見的介入もこの共同相続人間の実質的平等の確保のために認められるのであり、その前提として基本事件が遺産分割調停の場合には、基本事件が通常の民事事件である場合に比べて真実発見が強く要請され、このために職権探知主義がとられていると解すべきである。

このように解した場合には、基本事件が遺産分割事件であることは、公共利益侵害・公務遂行阻害性を否定し、文書提出命令の発令を肯定する方向に働く要素とも考えられる。しかし、本件において申立人 A は遺産は遺産目録の

他にもあるが自分は把握していないとして遺産分割調停を申し立てており、遺産分割事件の前提となる遺産の範囲を争い、これを明らかにするために文書提出命令を申し立てている。家庭裁判所による遺産の範囲の審理判断の可否については、家庭裁判所も審理判断することは許されるが、実体的な権利義務の問題であることから最終的には訴訟手続きによって判断されるべきであり、判断の抵触が生じた場合には既判力を有する訴訟事件を扱う裁判所の判断が優先すると解するのが判例である⁽²¹⁾。このことは、遺産分割の前提である遺産の範囲に関する問題が私益的側面を有していることを示すものといえる。とすれば、このような場合における真実発見の要請は、たとえば失踪の宣告や特別養子縁組の審判(家事事件手続法別表第一の五六・第一の六三)などのような、審判の対象が身分関係の公序をなすため真実であることが強く要請される場合に比べると弱いものであるということができよう。たしかに家事事件手続法五六条は職権探知主義を規定するが、実務上も裁判所の後見的介入の必要性には事件類型によって濃淡があるとの認識が一般的であるとされ、すべての家事事件を一律に同様の職権探知主義の規律に服させることは妥当でないとの主張からもこのことは裏付けられるであろう⁽²²⁾。共同相続人間

の實質的平等の確保およびこれに対応する真実発見の要請は主として陳述の聴取および審問（家事事件手続法六八・六九条）などの方策によりはかられるべきである。

この点に関連して、仮に家事審判手続きとなつて遺産の範囲を明らかにするのに必要と認められれば相手方は本件文書の写しの提出義務を負うと解されることから、少なくとも手続外の第三者である税務当局は自己が固有の秘密保護の利益を有していない部分については文書の提出を拒むことはできないとする見解がある⁽²³⁾。しかし、前述したように職権探知主義には濃淡があると解すべきことから、本件申立てにおいて相手方が提出義務を負っていると解すべきかどうかは必ずしも明らかでないようにも思われる。

また、前記（一）の遺産分割調停事件が非公開であるとの要素は、たしかに本件文書の開示を認めても税務行政に対する納税者の信頼は損なわれななどの方向に働くとも考えられる。しかしこの場合においても相手方に対しては情報が開示されるわけであるから、開示により納税者の税務当局に対する信頼は大きく侵害されると考えられる。このためこれを文書開示を方向づける重要な要素としてとらえるのは妥当でない。また、当事者による記録の閲覧が裁判所の許可を要するとされている点（家事事件手続法三三

条・四七条）については、家事事件手続法四七条も当事者に対する記録の閲覧等を許可することをあくまで原則としており（同法四七条一項）、一定の例外事由がある場合にのみこれを許可しないこととしているのであるから（同条三項）、文書開示による納税者の税務当局に対する信頼が害されるおそれやはり生じると解すべきである。また、これらの規定の趣旨は手続きに関係する者のプライバシーを保護することにあるから、公共利益侵害・公務遂行阻害性要件の判断とは少なくとも直接の関係は有していないのではないかとも思われる⁽²⁴⁾。

これに対して遺産分割調停の場合であってもやはり上記（三）の要請は非常に強いと考えられよう。すなわち、租税収入は国家の活動の基本となるものであるところ、納税制度は納税者が自主的に税額などを計算して任意に申告する申告納税制度を基本としている。このためには納税者と税務当局との間には信頼関係が必要不可欠である。納税者に対して、税務当局に申告した税務情報が無断で他に開示しないという保障がなされなければ、納税者が真実に従つた申告を行なうことはとうてい期待できない。この点、平成一七年最決は、調査担当者や労働基準監督署長の質問、検査などに応じない者に罰金が課されることを根拠とし、

災害調査復命書の提出を認めても調査担当者が以後関係者の協力を得ることが著しく困難になるとはいえないとして公共利益侵害・公務遂行阻害性を否定する。しかし、税務関係書類の場合は、申告納税制度において申告されたすべての税務関係書類の正当性を詳細に調査することは実際上到底不可能であることから、たとえ罰金を科しているとしても不正な申告を有効に防ぐことは期待できない。このため、税務情報の提出が命じられた場合にはわが国の納税制度に対する危険が生じることを具体的に予測することができるとする。

以上より、本決定が行なった利益衡量のうちの(1) (3)は妥当であり、本件納税申告書には公共利益侵害・公務遂行阻害性があると解すべきである。

これに対して(2)の要素は、文書提出命令を認めた場合に文書提出命令申立人と納税申告者との間の信頼関係が損なわれることを理由とするものであり、少なくとも直接的に納税申告者と税務当局との間の信頼関係に関係するものではない。したがって本決定がこれを比較衡量の要素としたことは妥当ではなく、(2)の要素は本件において考慮すべきものではなかったと解する。

六 本件文書の所持者について

本件における申立ては、文書提出命令申立書に本件文書の所持者を「D税務署」と記載してなされたものである。行政庁が管理する公務文書の所持者(二一九条・二二〇条など)を誰と解すべきかについて見解が分かれるため、最後にこの点について簡単に主な見解について検討を加える。⁽²⁵⁾

これについてはまず、公務文書の所持者を国または地方公共団体とする見解がある。⁽²⁶⁾この見解は、国または地方公共団体は公法上の権利義務の主体であり、行政事件訴訟法が抗告訴訟の被告適格を原則として国または地方公共団体としていること(行政事件訴訟法二一条一項)、二二〇条四号二が「国又は地方公共団体が所持する文書」とすること、行政庁を文書の所持者であるとする、二二四条の真実擬制を働かせることができなくなること、行政庁を所持者とする文書提出命令の申立人は所持者の特定が容易でないため不利益を受けることなどをその根拠として挙げる。他方、公務文書の所持者を行政庁とする見解は、⁽²⁷⁾公法人である国の権限は憲法や行政法などの公法規範によって定められるので民法の規定はほとんど適用の余地はなく、したがって私法上あるいは民事訴訟法上の取扱いにおいて直ちに国を一般の法人と同様に扱うべきであるとはいえないこ

と、国または地方公共団体を文書の所持者とした場合には、文書の存否の判断、送達先などについて実際上困る結果となり得ること、文書の所持者は文書を提出するか否かの判断権を有する者と解すべきところ、この決定権限をもつのは行政庁であることなどをその論拠とする。裁判例は、行政庁を被告とする訴訟の多くは所持者を行政庁とするのに対し、国家賠償請求訴訟のような民事訴訟を本案とする訴訟の多くは国または地方公共団体を所持者とする²⁸⁾とされているようである。

理論的には、行政庁を所持者とする見解が述べるように、私人の権限に関する考え方を当然に公務文書の所持者に関する問題に適用する必要はないとも考えられる。しかし文書提出命令の申立人の便宜を考えると、所持者の特定を容易にする点、また、二二四条の真実擬制の働く余地を認める点で、国または地方公共団体を所持者と解することが妥当である。平成一六年の行政事件訴訟法¹一条一項の改正が、執行抗告の被告適格を原則として国などの法主体としたことも、公務文書の所持者を国または地方公共団体とする見解を補強するものといえることができるであろう。

本決定も、本件文書の所持者は国と解すべきであるとす

る。しかし原審において文書の所持者がD税務署と表示されている点については、本件文書に関する監督官庁である国税局長から意見が聴取され、またD税務署長に反論の機会が与えられているために実質的に国に手続保障があったといえること、同意見書には「国（D税務署長）に提出を求められている」との記載がなされていること、また申立人Aが所持者の表示を国に訂正する意向を示していることなどからみてD税務署と表示されていても国を相手方として手続きの効力を及ぼしてよいと判断し、原審の手続きに違法はないとしている。手続きの効力を受ける国に対する手続保障が認められている以上、既に行なわれた手続きの効力を認めることが効率的であることから、本決定のこのような取扱いは妥当であったと解される²⁹⁾。

七 本決定の射程について

本決定は家事事件ではあるが、私益に関する側面を有する基本事件についての文書提出命令の可否について二二〇条四号口の該当性を認め、文書提出命令の申立てを却下したものである。したがってすべての家事事件に本決定の射程が及ぶと解すべきではない。個々の家事事件について、その私益的側面の有無および強弱を検討する必要がある。

ここでは詳細な検討は控えたいが、遺産分割事件のほかには、たとえば寄与分申立事件、遺言無効確認事件、遺留分減殺請求事件などの相続に関する事件については本決定の射程を及ぼしてよいのではないかと思われる。

本決定については、長屋幸世教授⁽³⁰⁾、坂田宏教授⁽³¹⁾および町村泰貴教授⁽³²⁾の評釈がある。

- (1) 鹿兒島家裁判平成二七年一月一九日決定判例時報三二二九号五七頁。
- (2) 民集五九卷八号二二六五頁。
- (3) 平成一七年最決の評釈には、慶應義塾大学民事手続判例研究会「判批」Lexis判例速報二卷一号六〇頁、山本和彦「判批」民商法雑誌一三四卷三三四四九頁、松並重雄「判批」ジュリスト一三三二二号一五九頁、同「判解」最高裁判所判例解説民事篇平成一七年度六九六頁、菅俊治「判批」労働法一〇八号二〇五頁、猪俣孝史「判批」判例評論五七五号七頁(判例時報一九四七号一七七頁)、関本英幸「判批」法律時報七九卷二号一二五頁、町村泰貴「判批」私法判例リマックス三四号一一〇頁、芳賀雅顯「判批」法学研究八〇卷二号一三五頁、同「判批」金融・商事判例一三一一号二二四頁、高見進「判批」ジュリス

ト臨時増刊一三三三号一三五頁、同「判批」別冊ジュリスト二〇一号一四二頁、鳥毛美範「公務員の職務上の秘密文書提出命令訴訟」法学セミナー六一五号三五頁、片山信宏「判批」判例タイムズ一二四号一八三頁、和田吉弘「判批」法学セミナー六一七号一三四頁、岩出誠「災害調査復命書」の文書提出命令に対する公務秘密文書該当性」労働判例九〇八号五頁などがある。

(4) 立法担当者も実質秘説をとる。深山卓也ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要(上)」ジュリスト二二〇九号一〇四頁。

(5) 二二〇条四号口の該当性についての裁判例については、長谷部由紀子「公務文書の提出義務」河野正憲ほか編『民事紛争と手続理論の現在』三五五頁以下(法律文化社、二〇〇八年)、芳賀・前掲注(3)一三五頁以下、山本・前掲注(3)四四九頁以下などを参照。

(6) 税務訴訟資料二五五号順号九九一七。
(7) 税務訴訟資料二五五号順号九九八九。

(8) 推定課税の合理性を課税庁が証明する場合、当該納税者と同種・同規模の同業者から提出された青色申告決算書などにもとづいて同業者率などを算出し、これにもとづいて納税者の所得金額を推計することが多い。その場合の立証方法としては、国税局長が管内の各税務署長に同業者の抽出基準を示してこれに合致する類似同業者の

- 原価率などを照会して回答を求め、各署長が同業者の氏名などを伏して回答し、これを書証として提出する方式がとられているとのである。この方法により主張・証明がなされた場合に原告がこの同業者の青色申告決算書などについて文書提出命令を申し立てた場合が本件である。以上の点につき、都筑政則「租税をめぐる文書提出命令」小川英明ほか編『新・裁判実務体系第一八巻租税訴訟』二二六頁（青林書院、改訂版、二〇〇九年）。
- (9) 税務訴訟資料二五五号順号九九二八。
- (10) 税務訴訟資料二五五号順号一〇二〇六。
- (11) 税務訴訟資料二五六号順号一〇五六六。
- (12) 深山ほか・前掲注(4)一〇五頁、
- (13) 山本・前掲注(3)四六六頁。
- (14) 林道晴「判批」NBL八一六号六二頁、山本・前掲注(3)四六六頁。ただし和田・前掲注(3)一三四頁は、二つの要件を「あえて微妙に区別して立てる意味があるのか疑問である。」とする。
- (15) 松本博之・上野泰男『民事訴訟法』五一七頁（弘文堂、第八版、二〇一五年）。
- (16) 伊藤眞『民事訴訟法』三九五頁（有斐閣、第五版、二〇一六年）、山本・前掲注(3)四六九頁、高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法第四巻』五二三頁（三木浩一）（有斐閣、二〇一七年）を参照。
- (17) 金子修編著『一問一答家事事件手続法』一一四頁（商事法務、二〇一二年）。
- (18) 金子修「家事事件手続法下の家事審判事件における職権探知と手続保障」判例タイムズ一三九四号八頁。
- (19) 山田文「職権探知主義における手続規律・序論」法学論叢一五七卷三号一六頁以下。
- (20) この点について平田厚「家事事件手続法における職権主義の消極性と積極性」判例タイムズ一三九四号五八頁。
- (21) 最大決昭和四一年三月二日民集二〇卷三号三六〇頁など。
- (22) 松川正毅ほか「人事訴訟法・家事事件手続法（別冊法学セミナー二二五号、新基本法コンメンタール）二三四頁（垣内秀介）（日本評論社、二〇一三年）。また、松原正明「家庭裁判所における審理の性質」内田貴ほか編『民法の争点』三四〇頁（有斐閣、二〇〇七年）は、「遺産分割手続において、遺産の具体的分配の場面においては職権主義が支配することは当然であるが、それ以外の場面では当事者主義的審理を肯定することが可能である。」とする。
- (23) 町村泰貴「本件判批」私法判例リマックス五六号一二五頁。
- (24) 長屋幸世「本件判批」TKCローライブラリー新・判例解説 Watch' 民事訴訟法 No.89' 文献番号 z18817009-

00-060891524 LEX/DB 文献番号 25545971 は、「訴訟記録として公開されることの不利益はむしろ民訴法九二条の問題として検討すべきである。」とする。

(25) この点については三木浩一「文書提出命令における文書の『所持者』について」『民事訴訟における手続運営の理論』(有斐閣、二〇一三年) 四九八頁以下、高田ほか編・前掲注(16) 四九八頁(三木浩一)、中島弘雅「文書提出命令の発令手続と裁判」梅善夫先生・遠藤賢治先生古稀祝賀『民事手続における法と実践』(成文堂、二〇一四年) 五四九頁以下が詳しい。

(26) 伊藤・前掲注(16) 四三八頁、三木・前掲注(25) 『民事訴訟における手続運営の理論』五一四頁、都筑・前掲注(8) 二二二頁など。

(27) 平成一六年の行政事件訴訟法一一条一項改正前のものではあるが、秋山壽延「行政訴訟における文書提出命令」鈴木忠一ほか監修『新・実務民事訴訟講座第九卷』(日本評論社、一九八三年) 三〇四頁がある。また、長谷部由紀子「裁決平成一七年七月二二日判批」民商法雑誌一三五卷三号四九六頁、春日偉知郎「裁決平成一六年五月二五日判批」法学研究七八卷八号八八頁など。長谷部由紀子「裁決平成一七年七月二二日判批」は、行政庁を所持者とする見解が多数であるとする。

(28) 三木・前掲注(25) 『民事訴訟における手続運営の理

論』五一頁参照。ただし、「もっとも、判例集に公刊されている事例が少ないため、実務の大勢を確実に知ることは難しい。」とする。

(29) 町村・前掲注(23) 一二五頁。

(30) 長屋・前掲注(24) 参照。

(31) 坂田宏「本件判批」法学教室四四七号一五二頁。

(32) 町村・前掲注(23) 参照。

〔付記〕 本稿脱稿後、最二決平成二九年一〇月四日に接した。

この決定は、地方公共団体の機関が保管する文書について、文書提出命令の名宛人となる文書の所持者を地方公共団体であるとした。

河村 好彦